



令和6年2月6日

関係者 各位

総務部長

令和6年第1回天理市議会定例会の日程及び開会時刻について（通知）

本会議及び各委員会の開会時刻について、下記のとおり議会事務局から連絡がありましたので通知します。

記

2月26日(月)	招集告示日	9時30分	10時	13時	13時30分	
		議運協議会	議 運	全体協議会	各常任委員会 議案説明会	
3月4日(月)	招集	9時	9時30分	10時	11時	
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議	
6日(水)	再開	9時	9時30分	10時	11時	
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議	
		13時				
		予算審査特別委員会議案説明会				
7日(木)	文教厚生委員会	9時	9時30分			
		協議会	委員会			
8日(金)	経済産業委員会	9時	9時30分			
		協議会	委員会			
11日(月)	総務財政委員会	9時	9時30分			
		協議会	委員会			
12日(火)	予算審査 特別委員会	9時	9時30分			
		協議会	委員会			
13日(水)	予算審査 特別委員会	9時	9時30分			
		協議会	委員会			
15日(金)	再開・一般質問	9時	9時30分	10時		
		議 運	全体協議会	本会議		
18日(月)	再開・一般質問	※必要に応じて、議運、全協 を開催する		10時		
				本会議		
21日(木)	再開	9時	9時30分	10時	11時	
		議運協議会	議 運	全体協議会	本会議	

会期は、3月22日(金)までの19日間

※ 本会議等においては、上着及びネクタイを着用してください。

※ 議案説明会の開催場所について、文教厚生委員会は7階特別会議室、経済産業委員会は6階委員会室、総務財政委員会は6階協議会室、予算審査特別委員会議案説明会は6階委員会室で開催します。

※ 一般質問通告の締切りは、2月29日(木)の正午まで（質問に対する市所管部説明は3月6日(水)の17時まで）です。

令和6年第1回天理市議会定例会提出案件

◎ 予算案

- 議案第1号 令和5年度天理市一般会計補正予算（第11号）
- 議案第2号 令和5年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 令和5年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和5年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第5号 令和5年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 令和6年度天理市一般会計予算
- 議案第7号 令和6年度天理市国民健康保険特別会計予算
- 議案第8号 令和6年度天理市介護保険特別会計予算
- 議案第9号 令和6年度天理市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第10号 令和6年度天理市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第11号 令和6年度天理市水道事業会計予算
- 議案第12号 令和6年度天理市下水道事業会計予算

◎ 条例案

- 議案第13号 天理市監査委員に関する条例及び天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第15号 天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 公益的法人等への天理市職員の派遣等に関する条例の制定について
- 議案第17号 天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 天理市税賦課徴収条例の一部改正について
- 議案第20号 天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第21号 天理市学童保育条例の一部改正について
- 議案第22号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正について
- 議案第23号 天理市立地域活動支援センター条例の廃止について

- 議案第24号 天理市性の多様性の尊重に関する条例の制定について
- 議案第25号 天理市火葬場条例の一部改正について
- 議案第26号 天理市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第27号 天理市介護保険条例の一部改正について
- 議案第28号 天理市観光物産センター条例の廃止について
- 議案第29号 天理市営住宅条例の一部改正について
- 議案第30号 天理市空家等対策協議会条例の一部改正について
- 議案第31号 天理市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第32号 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 天理市水道事業給水条例の一部改正について

◎ その他

- 議案第34号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 議案第35号 財産の無償貸付けについて
- 議案第36号 財産の無償貸付けについて

◎ 承認案

- 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第1号 令和5年度天理市一般会計補正予算(第9号)

専決第2号 令和5年度天理市一般会計補正予算(第10号)

専決第5号 天理市手数料条例の一部改正について

◎ 報告

- 報告第1号 損害賠償の専決処分の報告について

専決第3号 車両損傷事故に係る損害賠償額の決定について

専決第4号 車両損傷事故に係る損害賠償額の決定について

## 令和6年3月 補正予算案の内容

### 議案第1号

令和5年度天理市一般会計補正予算（第11号）について

#### (1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出それぞれに629,638千円を追加し、歳入歳出の総額を29,689,909千円とする。

#### (歳出の内容)

- |                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| 1 退職手当（15-16頁、29-32頁）                  | 120,000千円 |
| ○早期・自己都合退職者等の増加による退職手当                 |           |
| 2 退職手当負担金（15-16頁）                      | 17,296千円  |
| ○上下水道局への退職手当負担金                        |           |
| 3 基金管理事業（15-16頁）                       | 5,000千円   |
| ○ふるさと天理応援寄附金関係業務委託料の増                  |           |
| 4 基金管理事業（15-16頁）                       | 124,804千円 |
| ○減債基金積立金 74,504千円                      |           |
| ○ふるさと応援基金積立金 44,300千円                  |           |
| ○ふるさと応援基金積立金（企業版ふるさと納税）6,000千円         |           |
| 5 補助金精算事業（15-16頁）                      | 69,567千円  |
| ○R4心身障害者医療費助成事業費の確定に伴う県補助金返還金 746千円    |           |
| ○R3子ども・子育て支援交付金返還金 512千円               |           |
| ○R4保育士等処遇改善臨時特例交付金返還金 1,909千円          |           |
| ○R4新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金・補助金返還金 65,215千円 |           |
| ○R4風疹抗体検査・母子保健医療対策・がん検診補助金返還金 1,185千円  |           |
| 6 戸籍住民基本台帳事業（15-16頁）（国10/10）＜繰越＞       | 2,662千円   |
| ○戸籍情報システム改修業務委託料                       |           |
| 7 知事・県議会議員選挙事業（15-18頁）（県10/10）         | △5,820千円  |
| ○選挙執行経費の確定                             |           |
| 8 市議会議員選挙事業（17-20頁）                    | △16,638千円 |
| ○選挙執行経費の確定                             |           |
| 9 国民健康保険特別会計繰出金（19-20頁）                | 62,397千円  |
| ○国保財政安定化支援事業等に係る繰出金 75,001千円           |           |
| ○保険基盤制度に係る繰出金（国・県3/4）                  | △12,604千円 |

- 10 介護保険特別会計繰出金 (19-20 頁) 1, 898 千円  
○システム改修に伴う繰出金の増
- 11 後期高齢者医療特別会計繰出金 (19-20 頁) (県 3/4) △13, 641 千円  
○基盤安定負担金確定に伴う繰出金の減
- 12 子ども医療費助成事業 (19-20 頁) (県 1/2) 13, 378 千円  
○子ども医療助成費の増
- 13 児童手当事業 (19-22 頁) (国 2/3、県 1/6) △107, 100 千円  
○児童手当の減
- 14 ひとり親医療費助成事業 (21-22 頁) 958 千円  
○ひとり親家庭等医療助成費の増
- 15 児童扶養手当事業 (21-22 頁) (国 1/3) △55, 310 千円  
○児童扶養手当の減
- 16 新型コロナウイルスワクチン接種事業 (21-22 頁) (国 10/10) △46, 742 千円  
○医師会等委託料 △2, 345 千円  
○個別接種実施委託料 △44, 397 千円
- 17 山辺・県北西部広域環境衛生組合整備事業 (21-22 頁) 68, 755 千円  
○山辺・県北西部広域環境衛生組合分担金  
・エネルギー回収型廃棄物処理施設建設費分担金 96, 555 千円  
・マテリアルリサイクル推進施設建設費分担金 △27, 800 千円
- 18 諸土地改良事業 (21-24 頁) (県 10/10) <繰越> 47, 400 千円  
○ため池防災対策・調査計画業務委託料 (劣化状況評価分) 10, 400 千円  
○ため池防災対策事業委託料 37, 000 千円  
・耐震性調査業務 (防災重点農業用ため池 1カ所) 19, 000 千円  
・豪雨耐性評価業務 (防災重点農業用ため池 4カ所) 3, 000 千円  
・群改修計画策定業務 (防災重点農業用ため池 2カ所) 15, 000 千円
- 19 道路橋梁事業 (23-24 頁) 12, 710 千円  
○橋梁長寿命化事業 (国 5.5/10) 10, 370 千円  
・長寿命化修繕工事費 △8, 589  
・長寿命化 (3 橋) に係る設計委託料 18, 959 千円<繰越>  
○道路修繕事業 (国 1/2) 2, 340 千円  
・柳本二丁池線舗装工事 △12, 860 千円  
・柳本二丁池線舗装工事 15, 200 千円<繰越>
- 20 土地区画整理事業特別会計繰出金 (23-24 頁) △1, 162 千円  
○R4 繰越金確定による繰出金の減

- 21 街路事業 (23-24 頁) <繰越> (国 1/2) 55,700千円  
 ○別所丹波市線街路改良工事費
- 22 小学校施設整備事業 (23-26 頁) <繰越> (国 1/2 又は 1/3) 183,722千円  
 ○各学校特別教室空調設備設置等に係る設計業務委託料 25,311 千円  
 ○各学校特別教室空調設備設置等工事費 158,411 千円
- 23 中学校施設整備事業 (25-26 頁) <繰越> (国 1/2 又は 1/3) 89,804千円  
 ○各学校特別教室空調設備設置等に係る設計業務委託料 12,023 千円  
 ○各学校特別教室空調設備設置等工事費 77,781 千円

**(歳入の主な内容)**

- 1 地方交付税 (7-8 頁) 177,648千円
- 2 国庫支出金 (7-10 頁) △52,150千円  
 ○国民健康保険基盤安定負担金 △1,469 千円  
 ○児童手当負担金 △75,600 千円  
 ○児童扶養手当給付費負担金 △18,438 千円  
 ○新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 △46,742 千円  
 ○戸籍システム改修費補助金 2,662 千円  
 ○社会資本整備総合交付金 (道路) 5,265 千円  
 ○社会資本整備総合交付金 (街路) 24,750 千円  
 ○学校施設環境改善交付金 (小学校) 39,436 千円  
 ○学校施設環境改善交付金 (中学校) 17,986 千円
- 3 県支出金 (9-12 頁) 23,500千円  
 ○国民健康保険基盤安定負担金 △7,985 千円  
 ○後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △10,232 千円  
 ○児童手当負担金 △15,750 千円  
 ○子ども医療費補助金 18,669 千円  
 ○ため池防災対策・調査計画 (劣化状況評価) 補助金 10,400 千円  
 ○ため池防災対策事業補助金 37,000 千円  
 ○知事・県議会議員選挙委託金 △8,602 千円
- 4 寄附金 (11-12 頁) 50,300千円  
 ○ふるさと天理応援寄附金 43,000 千円  
 ○天理の音楽支援寄附金 1,300 千円  
 ○企業版ふるさと天理応援寄附金 6,000 千円

- 5 繰入金 (11-12 頁) △15,033千円**  
 ○財政調整基金繰入金 △17,940 千円  
 ○後期高齢者医療特別会計繰入金 2,907 千円
- 6 繰越金 (11-14 頁) 175,202千円**
- 7 雑入 (13-14 頁) 49,126千円**  
 ○退職手当負担金 982 千円  
 ・山辺・県北西部広域環境衛生組合からの退職手当負担金  
 ○国庫(県)補助金等に係る過年度収入 5,798 千円  
 ・R4 子ども医療費等の確定に伴う県補助金の追加交付  
 ○後期高齢者医療給付費負担金返還金 42,346 千円  
 ・R4 後期高齢者医療給付費負担金の確定に伴う精算返還金
- 8 市債 (13-14 頁) 221,045千円**  
 ○山辺・県北西部広域環境衛生組合整備事業債 11,800 千円  
 ○道路橋りょう整備事業債 600 千円  
 ○都市計画街路整備事業債 24,700 千円  
 ○小学校施設整備事業債 143,700 千円  
 ○中学校施設整備事業債 71,600 千円  
 ○臨時財政対策債 △31,355 千円

**(2) 債務負担行為の補正 (3、33~34)**

○学童保育運営事業

学童保育運営事業の令和6年から10年までの限度額756,822千円を61,627千円増額し、818,449千円に変更する。

**(3) 繰越明許費 (4 頁)**

年度内に完了が見込めない17事業について、繰越明許費を設定する。  
 (520,560千円)

**(4) 地方債 (5 頁)**

地方債の追加(1件)及び限度額の変更(5件)を行う。

追加 0千円 → 143,700千円

変更 1,236,766千円 → 1,314,111千円 (+77,345千円)



#### **議案第2号**

**令和5年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について**

歳入歳出それぞれ**74,431千円**を追加し、歳入歳出の総額を**6,534,031千円**とする。

保険基盤安定分及び財政安定化支援分等の一般会計繰入金確定とこれらに伴う各種納付金・返還金の補正を行う。

#### **議案第3号**

**令和5年度天理市介護保険特別会計補正予算（第2号）について**

歳入歳出それぞれ**3,498千円**を追加し、歳入歳出の総額を**6,577,280千円**とする。

介護保険報酬改定に伴うシステム改修費等の増額とそれに伴う国補助金及び一般会計繰入金の増額補正を行う。

#### **議案第4号**

**令和5年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について**

歳入歳出それぞれ**7,810千円**を追加し、歳入歳出の総額を**953,610千円**とする。

保険料の増加及び保険基盤安定負担金等の確定に伴う一般会計繰入金の増額補正を行う。

#### **議案第5号**

**平成5年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について**

歳入歳出それぞれ**2,133千円**を減額し、歳入歳出の総額を**120,308千円**とする。

保留地処分金未確定に伴う財源更生及び計画変更業務委託の令和6年度再計上に伴う減額及び令和4年繰越金確定に伴う一般会計繰入金の減額補正を行う。

## 条例案等の内容

### ◎ 条例案

#### 議案第13号 天理市監査委員に関する条例及び天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地方自治法の条項に移動が生じることから、当該条項を引用する各条例について、所要の改正をしようとするもの

#### 議案第14号 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

令和5年人事院勧告に基づき、国において在宅勤務等を中心とした働き方をする国家公務員への光熱水費等の負担軽減を目的とした在宅勤務等手当が新設されたことを受けて、本市の職員においても同様の措置を講ずるため所要の改正をしようとするもの

#### 議案第15号 天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正により会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることに伴い、一般職の育児休業取得者に対して勤勉手当を支給する際に適用している算出方法を、会計年度任用職員に対しても適用させるため、所要の改正をしようとするもの

#### 議案第16号 公益的法人等への天理市職員の派遣等に関する条例の制定について

本市の職員の定年年齢が引き上げられたことなどによる多様な働き方がある中で、職員を公益的法人等へ派遣するにあたり、必要となる事項を定めるため、条例を制定しようとするもの

#### 議案第17号 天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長、副市長及び教育長の給料月額について、現行の特例減額措置の期間を延長するため、所要の改正をしようとするもの

#### 議案第18号 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正により会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったことに対応するため並びに令和5年人事院勧告による給与改定を受けて本市の会計年度任用職員についても一般職との権衡を考慮し同様の措置を講ず

るため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第19号 天理市税賦課徴収条例の一部改正について**

軽自動車税の減免に必要な申請手続きについて、申請者及び職員の事務負担の軽減を図るべく、同一車両が継続して減免の適用を受ける場合における毎年度の申請を不要とするため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第20号 天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

国において書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制に係る見直しが行われたことに伴い国の基準省令が改正されたことを受けて、本市においても同様の措置を講ずるため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第21号 天理市学童保育条例の一部改正について**

山の辺学童保育所における入所者が増加していることを受けて、新たに山の辺第二学童保育所を設置するため及び現在学童保育所がない福住校区において新たに福住学童保育所を設置するため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第22号 天理市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部改正について**

現在乳幼児のみに対して行っている現物給付方式の対象を令和6年8月診療分より高校生世代にまで拡大することなどから、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第23号 天理市立地域活動支援センター条例の廃止について**

天理市立地域活動支援センターについて、利用者の減少及び施設設備の老朽化に伴い、令和6年3月31日をもって同センターを廃止するため、条例を廃止しようとするもの

#### **議案第24号 天理市性の多様性の尊重に関する条例の制定について**

天理市において多様な性が尊重される社会の実現を図るべく、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の趣旨を踏まえ、性の多様性に対する理解を深める施策を推進するため、条例を制定しようとするもの

#### **議案第25号 天理市火葬場条例の一部改正について**

天理市聖苑において焼却する人体の一部を適切な表現へと変更するため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第26号 天理市国民健康保険条例の一部改正について**

令和5年度及び令和6年度の税制改正に対応するため並びに国民健康保険法

の改正による退職者医療制度の廃止に伴い同法の関係条項の整理が行われたことから、当該条項を引用する本条例についても同様の措置を講ずる必要があるため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第27号 天理市介護保険条例の一部改正について**

令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を改定するため並びに、第1号被保険者の介護保険料について、介護保険法施行令の改正により標準段階の多段階化及び標準乗率の見直しが行われたことを踏まえ、本条例における当該保険料の算定等に係る根拠規定を改めるため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第28号 天理市観光物産センター条例の廃止について**

天理駅前での新たな拠点づくりの取組みを開始するに当たり、天理市観光物産センターの指定管理者の指定が令和6年3月31日をもって満了することに合わせて同センターを廃止するため、条例を廃止しようとするもの

#### **議案第29号 天理市営住宅条例の一部改正について**

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され条項の見直しが行われたことに伴い、当該条項を引用する本条例についても、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第30号 天理市空家等対策協議会条例の一部改正について**

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されたことに伴い、同法の条項に移動が生じたことから、当該条項を引用する本条例についても、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第31号 天理市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について**

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償額の算定基礎である補償基礎額が引上げられることに対応するため、所要の改正をしようとするもの

#### **議案第32号 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正について**

令和5年人事院勧告に基づき、国において国家公務員への在宅勤務等手当が新設されたこと及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることを受けて、本市上下水道局に勤務する企業職員においても同様の措置を講ずるため所要の改正をしようとするもの

#### **議案第33号 天理市水道事業給水条例の一部改正について**

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布

され、令和6年4月1日より水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることに伴い、所要の改正をしようとするもの

## ◎ その他

### **議案第34号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について**

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和6年4月1日より水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることに伴い、奈良広域水質検査センター組合の規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの

### **議案第35号 財産の無償貸付けについて**

社会医療法人高清水会が天理市立メディカルセンター東側で運営する天理メディカルイーストへの駐車場用地として、令和3年10月から無償貸付けを行っている本財産について、同法人より引き続き天理市立メディカルセンターに無償で共同利用させる旨の申出があったことから、当該駐車場の設置が天理市立メディカルセンターの利便性向上に資すると認め、本財産の無償貸付けをしようとするもの

### **議案第36号 財産の無償貸付けについて**

本市と天理大学が、平成26年4月に包括的連携に関する協定を締結し、地域文化・地域産業の振興、まちづくり等様々な分野で連携した取組みを推進しているなかで、本市における持続可能な観光・農業振興の向上を図ることを目的として、(仮称)天理大学・モンベル共同体が飲食及びアウトドアショップの事業を展開するとともに、学生が観光案内や飲食店経営の実践的な学びを通して観光・農業の発展につながる研究活動及び人材育成の場として活用するため、本財産の無償貸付けをしようとするもの

## 天理市性の多様性の尊重に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市において性の多様性を尊重する社会を推進するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）の趣旨を踏まえ、基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めてこれを実施し、もって全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在している者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 市内において、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人、法人又は団体をいう。
- (6) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的及び物理的かつ精神的に、相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (7) ファミリーシップ パートナーシップにある2者が、互いの子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合う継続的な関係をいう。
- (8) 近親者 直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。
- (9) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、パートナーシップの関係及びファミリーシップの関係であることを誓うことをいう。

### (基本理念)

第3条 市、市民等、事業者及び教育に携わる者は、性的指向及び性自認を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、性の多様性及び人権が尊重される社会の実現を目指すものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性の多様性を尊重する社会を推進するための施策を実施する責務を有する。

2 市は、国及び県が実施する性の多様性を尊重する社会を実現するための施策について協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、職場環境及び事業活動において、性の多様性を尊重する社会を実現するための施策の実施に努めるものとする。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、性の多様性に対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、教育の場において、性の多様性を理解し尊重する意識の形成に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対し強制し、又は禁止してはならない。

2 何人も、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはならない。

(理解の増進に関する施策)

第9条 市は、次に掲げる性の多様性を尊重する社会を実現するための施策を実施するものとする。

(1) 性の多様性の尊重に関する市民等及び事業者の理解を深めるために必要な、教育及び啓発を行うこと。

(2) 性の多様性の尊重に関する相談に的確に応じること。

(パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度)

第10条 市は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、基本理念を達成するための一助として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓が行われたことの証明（以下「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」という。）をするパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の届出があったときは、市長が別に定めるところにより、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を交付する。

3 市、市民等、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証を最大限に尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の申請手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。